

第5次多久市総合計画 後期基本計画等 策定方針

令和7年4月

総合政策課

1 後期基本計画策定の趣旨

本市では、まちづくりの指針として、昭和56年から総合計画を策定し、各種施策の行政運営を行っており、令和3年度から10年間の計画である第5次多久市総合計画においては、「―緑園に輝くまちな多久― 時流を感じる 文教・安心・交流・協働のまち」を将来像とし、その実現に向け、各種施策を推進してきた。

第5次総合計画の基本構想は、令和3年度から令和12年度までの計画であり、基本計画は前期5年間の計画として策定している。令和7年度は前期基本計画の最終年度となることから、前期計画の取り組みと課題を踏まえ、令和8年度から令和12年度を計画期間とする第5次多久市総合計画後期基本計画を策定する。

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
基本構想	令和3～12年度									
基本計画	令和3～7年度					令和8～12年度				

こちらを今回策定します。

2 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の方針

まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略については、多久市においてこれまで2期にわたり策定し、地方創生を推進してきた。第2期総合戦略においては、総合的かつ一体的にまちづくりに取り組んでいくため、第5次総合計画に統合して策定しており、令和7年度までの5年間で推進を図ってきた。一方、国では、まち・ひと・しごと創生法の施行から10年が経過し、これまでの地方創生の成果と課題が取りまとめられ、地方創生2.0とした基本的な考え方が示された。市としても引き続き、地方創生の取り組みを推進していくことが必要であり、第3期総合戦略においても、総合計画と一体的に取り組む、効率的な行政運営を図っていくこととする。

項目	計画期間	概要
総合計画	令和3年度～12年度（10年間）	市の最上位計画
総合戦略	令和3年度～7年度（5年間）	総合計画のうち、人口減少・地方創生関連施策に特化した計画
人口ビジョン	令和3年度～（40年間）	総合戦略の前提となる、人口動向や将来展望を踏まえた基本的な方向を示す計画

3 後期計画等策定に当たっての基本方針

様々な分野の施策推進にあたっては、地域資源の活用や連携に加えて、DXやGXなど新しい技術や時代のニーズに適応した新しい価値創造を自治体の目標としていくことが求められている。そうした時代の流れに的確に対応していくため、今後の市政の方向性を明確にし、地域の力が十分発揮できる「まちづくり」の道筋を示すことを目的とし、次に掲げる点を重視して取り組む。

(1) 市民との協働による計画策定

- ・総合計画審議会への公募委員の参画、市民意識調査及びパブリックコメント等を実施し、市民の意識・意見の把握に努める。
- ・ホームページ及び広報紙等の活用により、市民と行政の情報共有に努め、透明性の向上を図る。

(2) 議会との連携

- ・情報交換会等の場において、計画策定の経過を報告するとともに、意見交換に努める。

(3) わかりやすい計画づくり

- ・計画の進捗を判断する物差しとなる指標及び数値目標の導入について検討し、市民の目で計画の成果を検証することができる、透明性の高い、わかりやすい計画とするよう努める。

4 計画策定体制

(1) 総合計画審議会（多久市総合計画審議会条例）

総合計画審議会は、20人以内で組織し、市議会議員、市及び関係行政機関の職員、各種団体の役員、学識経験者、公募による市民で構成し、市長の諮問に応じ、総合計画策定その他実施に関する必要な事項を調査及び審議し、意見を取りまとめて市長に答申する。

(2) 策定委員（多久市総合計画に関する規程第3条2項）

総合計画策定委員は、課長職にあるものを市長が任命し、総合計画に関して必要な事項を調査、研究及び協議し、総合計画素案を策定する。

(3) 策定主任（多久市総合計画に関する規程第3条3項）

総合計画策定主任は、課長職を除く市職員のうちから市長が任命し、総合計画に関する事務事業の方針及び具体的計画の立案並びにこれらに関連する連絡調整にかかる事務を処理し、総合計画素案をまとめる。

(4) 企画主任（多久市総合計画に関する規程第4条）

企画主任は、市職員のうちから市長が任命し、総合計画に関する所管事務を処理する。

(5) まち・ひと・しごと創生推進会議（推進会議設置要綱）

推進会議委員は、副市長、関係機関、各種団体から推薦されたものを市長が委嘱又は任命し、7名で構成している。任期は令和8年3月31日まで。

(6) まち・ひと・しごと創生本部（本部設置要綱）

本部長を市長、副本部長を副市長、教育長及び課長職にあるものを本部員として構成している。

5 計画策定期間

計画の策定期間は、令和7年度中とする。

6 事務局

総合計画策定に関する事務は、総合政策課で行う。